

内容であり、所有地を有効的に利用する権利を侵害されているものと考ええる。

- (4) ○○（○○）○○、○○○○及び審査請求人Bが当該許可に関する同意をしていない証拠である事実確認書（補足資料①-1、2）については、開示請求前に作成したもので、当該許可に関して「『同意があった』と記載があるならば」という仮定の表現になっている。理由として、審査請求人Aが2024年8月9日に行った横浜市建築局市街地建築課への調査において、○○○○○○○○の土地に関して当該許可番号の処分があったことは確認できたが、窓口では許可番号以外の一切情報が開示されず、審査請求人らの所有地が当該許可に関係しているかどうかはその時点で不明だったためであり、開示請求書類を見て初めて審査請求人ら各々の所有地が当該許可を得るための対象地となっていることが確認できた。

第3 口頭審査の不実施

本件処分は、平成○年○月○日になされたものであるため、審査請求に関する建築基準法の規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行前の時点の規定となるところ、その当時の建築基準法第94条第3項は、口頭審査の手續につき、「建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、あらかじめ、審査請求人・・・の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。」と定めている。しかしながら、同項において公開による口頭審査という厳格な手續を採用したのは、審査請求の理由の有無を判断するに当たって、その審査手續の適正と当事者の権利利益の保護を図ったものと解されるから、審査請求が法定の期間経過後になされたものであるとき等不適法なものであってその補正のできないことが明らかかな場合には、公開による口頭審査という厳格な手續を経ることなく、審査請求を却下できると解するのが相当である（名古屋高裁昭和59年12月26日判決等参照）。

これを本件審査請求についてみると、本件審査請求は、後述のとおり、審査請求が法定の期間経過後になされたものであるから、これが不適法なものであってその補正ができないことは明らかである。

したがって、本件審査請求について、口頭審査は実施しないものとした。

第4 当審査会の判断

該処分に対し不服を申し立てるか否かを検討するのに必要な程度に処分の内容を知ることで必要とされるものではない(京都地裁昭和51年1月30日判決・判例タイムズ338号319頁参照)。

また、審査請求人らの主張する事情からは、天災などの旧行審法第14条第1項ただし書が規定する審査請求期間の例外的な取扱いを認めるやむを得ない理由があると見ることはできないといわなければならない。

よって、本件審査請求は、やむを得ない理由なく審査請求期間を徒過した後に行われたものであるというべきである。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることが明らかであるから、その余について判断するまでもなく、旧行審法第40条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年7月18日

横浜市建築審査会
会長 大関 亮子

教 示

1 再審査請求

- (1) この裁決に不服があるときは、国土交通大臣に再審査請求をすることができます。
- (2) 再審査請求は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内(天災その他再審査請求をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内)にしなければなりません。
- (3) 再審査請求は、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、することができません。

2 取消訴訟

- (1) この裁決に不服があるときは、横浜市を被告としたこの裁決の取消訴訟を提起することができます。
- (2) この裁決の取消訴訟は、この裁決があったことを知った日から6箇月を経過したときは、正当な理由があるときを除き、提起することができませ

ん。

- (3) この裁決の取消訴訟は、この裁決の日から1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、提起することができません。